

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和7年9月総会)

1. 開催日時 令和7年9月25日(月)  
午後1時30分から午後1時56分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 15人  
 会長 3番 真相 広也  
 会長職務代理者 6番 山口 博史  
 副会長 13番 近藤 清

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 4人(4番:久保、6番:山口、7番:芝高、13番:近藤)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 10人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 2人(岸田正幸・吉田 健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第3 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第4 議第33号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について  
 第5 議第34号 地域計画の変更に関する意見について  
 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

## 第6 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司  
局長補佐 小松 晋  
事務主任 西岡りさ

### 8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年8月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番、久保委員、6番、山口委員、7番、芝高委員、13番、近藤委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中15名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、2番、藤本委員、8番、河野委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出いております議案は、  
議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第33号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について  
議第34号 地域計画の変更に関する意見について  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で

ございます。

まず最初に、議第31号、令和7年33番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。令和7年33番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字宮間裏、地目は台帳、現況共に畑、面積は、92㎡です。譲渡人は吉野川市で、隣接地の1897番2と筆界未定となっており今回の売買で筆界を確定することによって、取得後は水稻栽培をします。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番

2番、藤本です。  
いま、事務局から説明があったとおりです、筆界未定を解消することを目的に今回売買にいたったとすることで何ら問題ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員から説明及び現地確認の報告がありました、議第31号33番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号33番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第31号33番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第31号34番、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

34番でございます。位置図については、資料2です。  
申請地の所在は、山川町西久保、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,066㎡です。譲受人は、申請地の隣接住宅を購入し、居住開始しましたが、隣接住宅は、文化遺産に登録され、今後公開施設として運営していくため、来訪者に自家製の作物を提供できるよう今回3条申請の売買に至ったとことです。取得後は、水稻栽培を予定しているとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、12番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 　12番、藤川です。  
いま、事務局から説明があったとおりです。少し補足説明をいたします。この土地は、太陽光発電の話が進んでいた土地だったんですが譲受人は自然環境を守りたいとのことで、この土地を買い取り農業をしたいとのことです。何ら問題ないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第31号34番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号34番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第31号34番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第31号35番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　35番でございます。位置図については、資料3です。  
申請地の所在は、山川町若宮、地目は、台帳、現況共に畑、面積は335㎡です。申請者である譲受人は、自宅近くで農業をしたいと土地を探していたところ、譲渡人から土地売買の話があり、申請に至ったとのことです。取得後は、自家消費用の果樹栽培を行うとのことです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 　5番、安部です。事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人が高齢により農地の管理がこれ以上できないということで、

譲受人との間で話ができたとのこと。譲受人の親はJAにお勤めの方だったので農業に関しては特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第31号35番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号35番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第31号35番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第31号36番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　36番でございます。位置図については、資料4です。  
申請地の所在は、山川町町、地目は台帳、現況ともに田、面積は2,436㎡です。譲渡人は県外在住の高齢者で、農地の処分を考えていたところ、申請地のすぐ隣に居住する、譲受人との間で売買の話がまとまったとのこと。取得後は、稲作をするとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をします。

3番 　いま、事務局から説明があったとおりで問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第31号36番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号36番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 異議なしということでございますので、議第31号36番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第31号37番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 37番でございます。位置図については、資料3です。  
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は231㎡です。譲受人は申請地近隣の借家で住まいしており、家を借りる際、今回の申請地を使っても良いと言われており、今回、贈与の話がまとまったとのことです。取得後は、キウイ、トマト等を栽培予定とのことです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 9番、南園です。9月13日に現地調査を実施し、譲受人と面談しました。今後は、自家用の家庭菜園をしていくとのこととで特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第31号37番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号37番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第31号37番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。それでは、令和7年32番、駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2頁になります。位置図については、資料2です。  
農用地区分は、農用区域外農地の、第3種農地でございます。  
転用者は、旧富本家住宅及び旧山瀬郵便局を購入し、現在住居と

して利用を開始しています。これらの施設は、日本遺産に認定され、今後、公開施設としての来訪者が増加することが見込まれるため、来訪者のための駐車場及び庭園として、今回転用申請にいたったとのことです。

転用計画の概要は、東側道路に坂路をとり敷地内は砕石により20センチ程度整地すること。また、一部は庭園としてドックランなども設け、ペット連れの来訪者にも対応できる施設を予定しているとのことです。

新設水道の引き込みはなし、雨水は敷地内に地下浸透させるとのこと。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、12番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 　12番、藤川でございます。9月19日、現地確認をしてきました。現在、駐車場がなく隣の空き地を借りて、車を止めている状況です。新しく購入される土地に駐車場を建設されるということで何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第32号32番、駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号32番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第32号32番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第33号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてでございますが、8月にお配りした資料のとおり、農振除外申請地の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　先月、お配りしました、除外申請の綴りをご覧ください。令和7年8月21日付、7吉農林第249号で諮問のありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請3件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。議第33号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（意見なしとの声）

議 長 　質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号については、諮問どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第33号につきましては、すべての案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議 長 　次に、議第34号地域計画変更に関する意見についてでございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　先ほど、ご審議いただきました農業振興地域の変更、いわゆる農振除外を行うことに先立ち、地域計画を変更する必要があると存じます。変更する内容につきましては、議第33号でお示した内容と同一であることから割愛させていただければと存じます。それでは、今回の除外に伴う地域計画の個別の変更について、支障の有無についてお審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。議第34号地域計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（意見なしとの声）

議 長 　質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号については、地域計画を変更することについて、支障なしとすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第34号につきましては、「支障なし」と回答することといたします。

議 長 　次に、報告事項(1)  
農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)  
農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局

まず、報告事項（１）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から２週間以内に回答するものであります。

議案書の５頁をお開けください。位置図については、資料６になります。

照会地の所在は、鴨島町山路字檜原に３筆あり、地目は、台帳は田、現況は山林、３筆の合計面積は１，３４４㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和７年８月２６日付けで回答したものでございます。

次に、報告事項の（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の６～７頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、農地法第３条の賃貸借兼による合意解約が１件１筆、利用権設定の賃貸借契約による合意解約が１件２筆、使用貸借契約が２件２筆、以上でございます。

議長

報告事項（１）及び（２）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

- ・活動記録について
- ・研修会（美馬市：１０／２０実施）参加とりまとめについて

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後１時５６分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---

議事録調整書記

---